

令和7年7月8日

違法伐採に対して森林法に基づく「命令」 市再エネ条例に基づく初の「勧告」を行いました

本市西部の山地において、森林法に規定された地域森林計画対象の民有林を無届で伐採した事業者に対し、7月7日付で同法に基づく「伐採中止命令及び造林命令」を発出するとともに、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例に基づく「勧告」を行いました。

記

1 伐採の概要

- (1) 場 所：福島市西部
- (2) 時 期：令和7年5月頃伐採（※市では市民からの通報により6月9日に覚知）
- (3) 地 目：山林、雑種地
- (4) 面 積：約2.5ha
（うち、森林法に規定する地域森林計画対象民有林：約1,500㎡）

2 森林法の規定と対応

- (1) 規 定：地域森林計画対象民有林（5条森林）を伐採するには、あらかじめ市長に届出書を提出しなければならない。【第10条の8】
- (2) 違反内容：無届で5条森林（約1,500㎡）を伐採
- (3) 市の対応：事業者に対し、伐採を直ちに中止させる「伐採中止命令」及び植林させて、伐採された森林を復元させる「造林命令」を発出。
【第10条の9第4項】

3 再エネ条例の規定と対応

- (1) 規 定：発電事業（発電施設の設置工事を含む）を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。【第10条第1項】
- (2) 市の対応：伐採箇所は、太陽光発電施設設置に関する市への相談経過があること等の客観的状況を踏まえ、当該伐採は設置工事の着手と判断。5条森林はそもそも禁止区域であり、太陽光発電施設の設置ができないが、禁止区域外であったとしても、設置を計画する場合は、事前に条例に即した手続を踏むよう、初の「勧告」を実施。
【第30号第1号】

【森林法に関すること】

担 当：農林整備課 林務係
課長 吉田、係長 佐藤
電話 024-525-3729（直通）

【再エネ条例に関すること】

担 当：環境政策課 再エネ共生係
課長 穴戸、係長 富塚
電話 024-525-3742（直通）